

穂の国訪問看護ステーションみゆき運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人信愛会が開設する穂の国訪問看護ステーションみゆき（以下「ステーション」という。）は介護看護多機能サービスみゆきと一体的に事業を運営し、また、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護職員、その他従業者（以下「看護職員等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態、または要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、かかりつけの医師が必要を認めた人に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供にあたって、看護職員等は要介護者の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 指定介護予防訪問看護の提供にあたって、看護職員等は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、東三河広域連合、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 穂の国訪問看護ステーションみゆき
- (2) 所在地 愛知県豊橋市西幸町字笠松 8 5番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤	非常勤	備 考
管理者	経験のある 看護師	1名	一	看護職員と兼務 1名
看護職員	看護師	7名	3名	管理者と兼務 1名 介護看護多機能サービスみゆきと常勤 6名兼務、 非常勤 3名兼務
事務職員		1名	0名	

(1) 管理者

管理者は、ステーションの看護職員等の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供にあたる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡、対応が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害、健康の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 服薬の確認と指導
- (5) 褥瘡の予防、処置
- (6) リハビリテーション
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) カテーテル等の管理、指導
- (11) その他の医師の指導による医療処置等

(利用料)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 その他の利用料として、次の額を加算して徴収する。

- (1) 死後処置料 : 10,000円
- (2) 死後処置用品 : 3,500円
- (3) 文書料（医療費控除証明書発行）: 550円

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊橋市の区域とする。

(緊急時等における対処方法)

第9条 看護職員等は事業を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 看護職員等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第10条 看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事務所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 看護職員等は利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに東三河広域連合、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。

(3) ステーションにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。

2 前項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第14条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人信愛会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則	この規定は平成25年9月1日から施行する
附則	この規定は平成28年1月1日から施行する
附則	この規定は平成30年4月1日から施行する
附則	この規定は令和元年6月1日から施行する
附則	この規定は令和元年10月1日から施行する (第7条2(2)(3)変更) (第12条追加)
附則	この規定は令和3年6月1日から施行する (職員変更)
附則	この規定は令和4年6月1日から施行する (職員変更) (第1条及び第6条、第7条、第9条、第11条、第12条変更) (その他軽微な変更)
附則	この規定は令和5年6月1日から施行する (職員変更)
附則	この規定は令和6年1月1日から施行する (第13条追加) (その他軽微な変更)
附則	この規定は令和6年6月1日から施行する (その他軽微な変更)